

☆個別支援保育 利用申込みの流れ

うるま市 HP→→



1. 利用対象児童

集団保育が可能であり、個別の配慮が必要な児童（心身の発達の遅れや障がい、疾病、その他）

2. 個別支援保育の内容

個別支援保育では、お子さまの状態に応じた個別の配慮を行います。

（あくまでも集団保育であり、常に保育者が1対1で対応するものではありません。）



3. 申込みの流れ

(1)【利用申込み】

＜受付期間・場所＞

- ・一斉受付期間中：令和7年4月入所 一斉受付日程（P3）を参照してください。
- ・一斉受付期間外：こども発達支援課（東棟2階⑤窓口）／ 午前8時30分～午後5時15分

＜必要書類＞ 次の①～④をご提出ください。

- ①通常保育の申込書類一式（詳しくは P5 を参照してください。）
- ②「児童状況調査票」（様式②）
- ③「個別支援に関する保護者の意見書兼同意書」（様式③）
- ④下記⑦～⑨のうち、少なくともいずれかひとつ ※お子様の理解の為、提出できる書類等はすべてご提出ください。

⑦「身体障害者手帳」⑧「特別児童扶養手当証書」⑨「療育手帳」⑩「通所受給者証」

⑪「小児慢性特定疾患児手帳」⑫「指定医療費（指定難病）医療受給者証」

⑬「発達検査結果等の発達状況に関する所見」

（様式④－④ 又は 病院・行政機関の様式で発行された発達検査結果など）

医療機関での書類作成費用は保護者負担となります。

⑭「集団保育に係る医療的所見」（様式④－②は、通院中の方のみ、主治医より記載してもらい、提出して下さい。）

様式②～④は保育こども園課窓口にて受け取り、もしくはうるま市ホームページ(QRコード)よりダウンロードしてください。

(2)【個別支援保育の必要性の確認】

提出された申請書類を確認し、個別支援保育の必要性を検討します。

(3)【行動観察の実施】

※提出され書類等で集団保育の可否や個別支援保育の必要性について判断が難しい場合に行います。

＜行動観察の内容＞

うるまこどもステーション「親子通園施設」で2時間程度の予定で実施いたします。

保護者とお子さまで参加していただき、公認心理師・保健師・巡回相談員・保育士等が、お子さまの遊ぶ様子から、他児との関わりや行動を観察し、状態を把握します。また、お子さまの様子や成育歴などについて保護者に確認いたします。

＜実施時期＞

1. 一斉受付期間：令和6年10月下旬を予定
2. 一斉受付期間外：必要に応じて実施

※行動観察の実施日・場所などについては、申し込みの際に予約調整を行います。



(4)【利用調整（入所調整）】

個別支援保育利用を申請される方は選考の加点対象となりますが、施設の空き状況によっては、希望園以外で入所が決定となる場合がございます。ご了承ください。

個別支援保育についてはこども発達支援課が担当しております。こども発達支援課 TEL：098-923-7108

☆医療的ケア児 利用申込みについて

* 医療的ケア（インスリン投与・喀痰吸引・経管栄養・導尿など、医師の指示に従い看護師が行う処置）を 必要とする場合は、入所申込前にご相談下さい。

* 医療的ケア児の相談については教育保育支援課が担当しております。TEL：098-923-7119
* 医療的ケア児の利用申込みについては保育こども園課が担当しております。TEL：098-973-5427